

理事者アンケート・フィードバック(案)

1. 資料要求について

【問2】 職員の残業時間に変化はありましたか？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|-------------------------|---|
| 資料数によって、また内容によって変わりました。 | — |
| 資料要求締め切り時の待機時間が不要と思った。 | 資料の要求と提出までの期間を広げたため調整等に時間的ゆとりが生じることとなり、残業が回避できたものと考えます。 |
| 資料要求の待機時間がなくなる。 | |
| 待機時間が減った。 | |
| 減ったように思う。 | — |

【問3】 要求のあった資料の作成事務と答弁調整の事務はスムーズにできましたか。

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|------------------------------|--|
| 委員次第。 | — |
| 一部の委員については前日まで時間を要した。 | |
| 要求のあった資料と答弁調整が必ずしも一致していないため。 | 資料要求と質疑の有無や内容は必ずしも連動するとは限りません。質疑は資料要求を前提とはしておりませんので、必ずしも一致するとは限りません。 |

【問4】 さらに改善した方が良いと思われる点は？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|---|---|
| 9/11 のヒアリングに時間のロスがあったように思う。5委員会の部屋を確保し、時間を設定し副市長以下関係者が移動するほうが効率的と考える。 | 12月定例会より資料要求のあった担当課と部長のみの出席とし、理事者も入れかえるよう、変更しました。 |
| 理事者、委員の入れかえなどのシステムは改善できないでしょうか。 | |
| 委員会での答弁に直接関係しない資料要求がある。(答弁の調整段階でも資料の内容に関連するものがなかった) | 提出された資料により、課題が問題ではなかったと判明するケースもあります。 |
| 閲覧されない資料が多くあるように思う。 | |
| 質問や審議に直接かかわる資料要求がされれば、さらによいと思います。 | 付託された議案及びその関連であれば要求資料以外の質疑も想定されます。質疑は資料要求を前提とはしておりません。 |
| 今回資料要求はありませんでしたが、他課の答弁を拝聴していると資料要求された範囲の想定質問は答弁できますが、資料要求とかけ離れた広義的な質問も見受けられ適切な答弁ができていないことも想定されますので、できるだけ要求委員と事前調整を行い、要求に沿った質問をしてください。 | |
| 資料要求が議員によって、4～5回の変更があり、ムダな印刷がふえた。 | |
| 資料の変更をできるだけ少な目にしていただければ。 | 原則としてヒアリング時以降については変更できないこととしていますので、それまでの間に委員と十分な調整をお願いします。特別委員会において「変更」について確認します。 |
| 資料要求は、当初1回、修正1回の2回で最終としてもらいたい。 | |

| | |
|--|--|
| 質問通告があればさらに各委員と調整しやすい。理事者側での調整要領日時的なことを各委員に周知していただきたい。 | 議会改革事例として、議論を深めるために通告制とした議会もあります。今後の検討課題とします。 |
| 資料内容の対象が、全庁か市長部局、教育、消防、水道、病院のいずれかが不明の場合がある。 | 総合政策課と調整します。対象は当該委員会の所管する部署の範囲内です。 |
| 資料の適否、過年度の年数等を再考していただきたい。 | 今後の検討課題といたします。 |
| 資料要求(事前)時点から資料に係る調整ができるようになり、助かります。 | — |
| 資料要求締め切り後の資料要求を受けるなら、要求ヒアリングまでの期間は土日を別に4日間以上とっていただきたい。 | 12月定例会よりヒアリング時及び資料要求を行う委員会における追加の資料要求はできないこととしました。 |
| 提出期限内に資料要求してもらいたい。期限が過ぎれば、その分職員の残業がふえる。 | |
| ヒアリング時では、新規資料要求はないようにしてもらいたい。急な資料要求は、今までの資料要求と同じである。 | |
| 資料要求に対するヒアリング時、終了した委員は退席されたが、職員は、すべての委員会ヒアリングが終わるまで残っていた。順次、職員も退席したほうがよいと思う。 | 12月定例会より、資料要求のあった所管課の課長以上の理事者が出席する制度としました。 |
| 資料要求の提出時間がもう少し早くなれば事務がさらにスムーズとなる。 | 提出期限日の締め切り時間については今後検討します。 |
| 進行について、各委員会、分科会で必要な進行と思うが、同じことを言う時間が長かったと感じた。 | 各委員会や分科会は独立しており、付託先が異なりますので、今後も同様の運用となります。 |
| 総合政策課で、資料要求の調整の都度、ポータルに張られていたが、最終の調整が終わったのがいつかわかりにくかった。総合政策課が担う部分も説明してほしい。(議会と総合政策課の分担と、方法の説明) | 総合政策課の担う部分については議会として認識しておりませんでした。今後は情報を密にして共有したいと考えます。 |
| データでの提供を検討することで、紙の節減と資料保存ができる。 | 今後、ペーパーレスの方向を検討することとしました。 |
| 漠然とした資料名だけでなく、[目的]と[様式]を提示いただくことにより、どのような資料を何年度分どのように作成すべきか調整しなくともそごなく確実に作成できる。(特に数課にわたる資料) | 内容によっては事前に要求内容の調整が必要と考えます。今後の課題と致します。 |
| 要求資料重複排除(議員同士の調整) 答弁内容を想定した上での要求(答弁に使わない資料の要求は、最低限にするなど) | 重複の調整は総合政策課にお願いしています。 |

2. 予算決算委員会各分科会について

【問1】 予算・決算審査をこれまでの特別委員会から予算決算委員会の各分科会へと変更したことで、原則1日だけの出席になったことについて

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|-------------------------------|------------------|
| 公営企業は従来から1日で変化なし。 | — |
| 管理職の拘束時間が減ったことで決裁等の時間的余裕ができた。 | — |

【問2】 分科会の答弁調整について

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|---------------------|---|
| 拘束される日が多くなったように感じる。 | 12月定例会より議案のある部のみとし、極力拘束時間を低減する努力をしています。 |
| 答弁調整は委員の都合による | — |
| 時間的余裕ができた。 | — |

【問3】 分科会審査についてさらに改善したほうが良いと思われる点は？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|---|---|
| 1度通告（通知）した内容については、変更を原則禁止とすべき。 | 通告制はとっておりませんので、理事者側の対応の都合も踏まえて委員と適宜調整をお願いします。 |
| 該当する分科会の開会日程が遅いと、委員からの質問も遅い場合があり、市側での答弁調整を図る時間が不足した。 | 分科会ごとの開会順序は今後検討いたします。 |
| 議員の質問の締め切り日時をはっきりさせ、厳守させるようにしてほしい。 | 通告制ではありませんので質問締切という概念が存在しません。理事者側の対応の都合も踏まえて委員と適宜調整をお願いします。 |
| 常任委員会が1つふえた感が否めない。以前の決算特別委員会では出ないような質問内容が多くなった。質問内容を吟味する手だてが必要。 | 今後、分科会ならではの専門性ある議論の深まりができることを目的としています。 |
| 資料作成は、時間の余裕ができたが、答弁調整は余り変化なし。 | 12月21日の特別委員会において、質問は付託議案及びその関連に限ることを再度確認しました。 |
| 答弁調整した内容以外の質問があり、今後は多数の想定質問の回答を作成しなければいけないし、膨大な資料を持ち込む必要も感じた。答弁調整のルールなどを明確にしてスムーズに答弁が運べるようにしてほしい。 | |
| 分科会での質疑に関して、委員会付託の案件のみに絞ってもらいたい。 | |
| 決算にかかわる質疑に限定してほしい。 | |
| 分科会初日に当たる各課は、調整時間が短いので厳しいと考える。したがって、年度ごとに委員会の開催順によらず輪番にしてはどうか。 | 今後検討いたします。 |
| 分科会の開催がいつになるかで分科会間の差があるのではないか。 | |

| | |
|--|--|
| <p>分科会における質疑通告制があったほうがよいと思われます。</p> | |
| <p>質問通告があればさらに各委員と調整しやすくなる。</p> | <p>議会改革事例として、議論を深めるために通告制とした議会もあります。今後の検討課題といたします。</p> |
| <p>本会議の質問調整と分科会の質問調整期間が錯綜し、委員の分科会に対応する期間が必然的に本会議の質問後や分科会の直近にずれ込み、結局、調整期間の短期化になったと感じた。</p> | <p>資料要求及び調整開始を早めて時間的余裕をつくったために生じた現象です。しかし従前の時間的余裕がない状況との比較衡量として、メリットのほうがデメリットより大きいと考えています。</p> |
| <p>予算決算委員会分科会は、1日だけになり理事者側の拘束期間が減少したことは画期的でありましたが、引き続き常任委員会が開催されるため、要求質疑に対し、答弁を検討しなくてはならないなど、余り簡素化したとは言いがたい。</p> | <p>これまでほとんどの議案が常任委員会に付託されてこなかったことを改めたものであり、簡素化を目的としたものではありません。各議案を丁寧に審査し監視機能を高めることを目的としています。</p> |

3. 各常任委員会について

【問1】同日に分科会と委員会審査を実施したことについて

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|----------------|--|
| お互いになれていない。 | — |
| 開催する必要はないと感じた。 | 中核市で会期中に議案を常任委員会に付託していないのは奈良市が唯一でした。この状況を改め、各議案を丁寧に審査し監視機能を高めることを目的としています。 |
| 議案数が少なかったため。 | — |

【問2】職員の残業時間に変化はありましたか？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|------------|------------------|
| 時間に余裕ができた。 | — |

【問3】さらに改善した方が良いと思われる点は？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|--|---|
| 委員会での議案のない部課の出席は無意味では。 | 12月定例会より議案のある部のみといたしました。 |
| 委員会の出席者については、議案に関連した理事者に限定すること。 | |
| 委員構成が同じであるなら、一括開催とはできないのか。 | 委員会や分科会は独立しており、付託先が異なりますので、今後も同様の運用となります。 |
| 該当する委員会と分科会が1日で終了することは、理事者側には負担が減ったが、審査内容（案件）が少ない場合の日程のとり方については検討が必要。 | 案件数と質疑時間は比例しませんので難しい面もありますが、今後の課題として検討いたします。 |
| 議案内容に直接関連しない質問はないほうがよい。 | 12月21日の特別委員会において、質問は付託議案及びその関連に限ることを再度確認しました。 |
| 議会中に常任委員会が開催される意味がわからない。質問の範囲もあいまいで通常の常任委員会と何が異なるのか、はっきりすべき。 | これまでほとんどの議案が常任委員会に付託されてこなかったことを改め、各議案を丁寧に審査し監視機能を高めることを目的としています。 |
| 午後から分科会、常任委員会を行う。 | 延長となることを避けるために今後も午前から行うことといたします。 |
| 事前通告や答弁調整は必要だと思います。（いくら議案の内容が限られているとはいえ、極端に詳細な内容や範囲を拡大した質問には、回答しにくいと思います。） | 議会改革事例として、議論を深めるために通告制とした議会もあります。今後の検討課題といたします。 |
| 質問通告の意思表示が欲しい。 | |
| 常任委員会における質疑通告制があったほうがよいと思われま | |
| 常任委員会に関係部署の議案審議をされることは、常套的だと思えますが、分科会と常任委員会との質疑及び答弁が煩雑化し戸惑った。 | 分科会と常任委員会は性質が異なり、それぞれ付託・送付されている議案が異なりますので、議案ごとに分類して整理していただければ煩雑化することはないと考えます。 |

| | |
|---|---|
| <p>常任委員会に付託された案件について、出席者を絞り込んでいただくことも可能かと思われます。</p> | <p>12月定例会より議案のある部のみの出席としました。</p> |
| <p>付託議案のない部局の出席は求めないよう検討をお願いします。</p> | |
| <p>付託されている案件に直接関係のない部署の職員の出席について、検討していただきたい。</p> | |
| <p>常任委員会に付託された案件の中で、予算決算委員会分科会で審議されてもよい案件があったと思います。常任委員会との区分けが少しあいまいだと感じています。</p> | <p>予算決算委員会はいくまでも予算・決算に関わるものと、議会運営委員会において特に重要と認められたものとしています。</p> |
| <p>定例会閉会中の常任委員会と同様の質問があり困惑した。提出案件に関するものに厳しく取り決めてほしい。</p> | <p>12月21日の特別委員会において、質問は付託議案及びその関連に限ることを再度確認しました。</p> |
| <p>付託された議案のみ審議すると理解しているが、それを拡大解釈して質問された。</p> | |
| <p>分科会と委員会の違いが市民に伝わるような運営をお願いしたい。</p> | <p>市民への説明は「議会だより」、議会ホームページを前提としていますが、今後の課題として受けとめます。</p> |
| <p>分科会同様委員会開催日がいつかで答弁調整等の時間的余裕は異なる。</p> | <p>今後、開催順序については検討いたします。</p> |

4. 予算決算委員会の総括質疑について

【問1】総括質疑について、答弁調整をされた理事者に対してお伺いします

①分科会質疑から総括質疑までの時間に余裕があったと感じましたか？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|--------------------------------|----------------------|
| 委員により調整に時間がかかった。 | — |
| 最終の分科会所管に属するほうは時間には厳しいと思われました。 | 今後、開催順序については検討いたします。 |

②職員の残業時間に変化はありましたか？

【問2】さらに改善した方が良いと思われる点は？

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|--|--|
| 総括質疑通告締め切りから総括質疑までの時間的余裕がもう少しあればよいと思われま（最終の分科会ではなく各分科会ごとに締め切りを区切られてもよいかと思われま）。 | 総括質疑の通告はそれぞれの常任委員会・分科会終了後から行えますが、徹底できていない面がありました。しかし、最後に質疑した委員会からは時間が不足していることは否めません。これ以上の日程を増加させることは困難ですので、技術的な手法での解決方法を検討してまいります。 |
| 分科会と総括質疑の間の余裕がもう1日くらいあれば。 | 委員会質疑を受けての質疑ですから性質は異なります。議会側でも留意することといたします。 |
| 本会議における市長質疑の延長のようになっているので廃止を検討すべき。 | 今後、開催順序については検討いたします。 |
| 分科会の日程が後のほうの場合、分科会での答弁により、質問を通告することとなり調整時間が短い（従前と余り変わらない）。 | |
| 一度通告した内容については、変更を原則禁止とすべき。 | 通告期限以降の追加、変更は行えません。ただし、通告した内容の範囲内において、質問に対して十分な答弁が得られない場合や質問内容が他の委員と重複する場合、質問の切り口を変えることは議員の質問力と考えます。 |

5. その他ご意見

| 理事者コメント | フィードバック（市議会の考え方） |
|---|--|
| <p>1年を通じて議会对応にとられる時間が多くなったので、年4回の常任委員会の回数を減らしてもらいたい。</p> | <p>議案を丁寧に深く掘り下げて審査することを目的としていますので、回数や質問時間を減らすことは考えておりません。</p> |
| <p>3・6・9・12月定例会と2・5・8・11月の常任委員会と理事者・議員を含め、気の休まる時間がなく、精神的に疲労が蓄積される思いがあります。(私の資質、能力不足は否めない) 理事者側の答弁調整においても、修正、削除、加筆等で毎度議員と再調整しなければならないことが、当たり前となっている。この事が精神的につらい部分です。</p> | |
| <p>あらゆる議案・予算案を委員会に審査を付託するのであるから、本会議の質問時間はその分短くすべし。</p> | |
| <p>会期が長くなったことにより、出席委員会、分科会は、1日だけの出席で時間的余裕ができたものの実質的な拘束時間（期間）は長くなりました。</p> | |
| <p>当然であるが、議会日程が長くなるため、年間を通じて対応時間が増す結果となる。今後、常任委員会とのバランスを図ってもらいたい。</p> | |
| <p>議会運営については、議会側と理事者側が協力して行われるものであり、今回の改善は、素晴らしいものと思います。ただ、両者の中にはルールがあると思います。例外を認めない形での運営を望みます。</p> | <p>スムーズな運営に努めます。</p> |
| <p>議会制度改革の取り組みがまだ多数の議員に浸透していないので、こちらの思いと各議員の考えがまだ一致しないところがある。</p> | <p>この点は認識しておりますが、慣れと共に改善されると考えています。</p> |
| <p>今回始めてだったので予算決算委員会と常任委員会との同時開催のやり方に戸惑いは感じたが、今後なればスムーズに運ぶと思う。</p> | |
| <p>理事者側では今回の運営手順の改善により大変負担が軽減したと実感できた。一方、委員の方々には、資料要求や質問通告の締め切り後にも追加や変更等があるなど、その周知が不十分であったのではないかと感じた。</p> | |
| <p>時間的余裕が出た分、日が長くなり、余り議会改革になっていないように感じた。</p> | <p>議会改革は合理化を示すものではありません。今回の改革は議案を丁寧に深く掘り下げて監視機能を高めることを目的としていますので御理解願います。</p> |

| | |
|---|---|
| 今回から新たな取り組みとして、積極的に実施された各委員の方に敬意を表します。ただ、日程が延びるなど、課題はあると思いますが、市民生活向上のために、今後、奈良市議会が益々発展するよう、我々職員も尽力する所存です。 | ありがとうございます。 |
| 資料要求の伴わない答弁調整があった場合は、そのタイミングや調整が難しいと思われる。 | 質疑に関する委員との調整は適宜お願いします。質疑は資料要求を前提とはしていません。 |
| 資料要求まで時間ができたことで、「資料を作成してください」と言われるのでは？また、当日追加で要求されたので、これなら同じかなと感じました。 | 12月定例会より、ヒアリング時及び資料要求を行う委員会における追加の資料要求はできないこととしました。 |
| 資料要求や質疑締め切り後の要求や調整するための連絡がつかない等、議員の協力やルールの周知がされてくることで職員のメリットも明確になり、議論が深められると思います。 | 今後検討します。 |
| 前日の答弁調整になった委員もあり、期日を守ってほしい。 | 市長総括質疑を除き、通告制はとっておりません。 |
| 全体として時間の余裕があり、よかったと思います。 | — |
| ネット中継で他の委員会を見ることができよかったと思う。今回初めてだったので戸惑うところもありました。 | — |
| 年間の定例会日程を当初に予定していただききたい。 | 定例会の招集権限は市長にありますので、議会で予定することはできませんが、できるだけ早めに日程を定めることは望ましいと考えます。なお、自治体によってはあらかじめ決めている事例もありますので、今後市長部局との調整の中で検討してまいります。 |
| 本会議、委員会の開会が時間どおりに行われたことについては、改めて感謝いたします。 | — |
| 予算決算委員会各分科会が1日となったことで仕事にも余裕ができてよかった。 | — |
| 予算決算委員会については、出席日数が1日に減り、他の公務ができることと、以前であれば5日間出席し、無駄に時間を費やしたと思い、今回の実施方法は大変よいと感じます。 | |
| 資料要求段階で調整が可能となったことから、時間的に余裕ができ、課内の仕事もこなせることができた。 | |
| 開会から閉会までの会期が今回の改革により長くなりましたが、審議の内容が合理的で充実しているので問題はないかと思っています。 | |

| | |
|--|--|
| 予算決算委員会が分科会方式であったため、同総括の質疑の内容が余り理解できなかつた。(自分の分科会を除く) | 拘束時間を削減することとの比較衡量で御理解下さい。必要に応じてネット中継で把握願います。 |
| 委員の質問内容がある特定の項目に集中する傾向にあったが、多数の項目に分散する必要もあるのでは。 | それぞれの委員・会派の問題意識に依存することですので、分散や調整は困難であると思われます。 |
| 議会制度の変更については、職員だけでなく市民も合同の説明会をお願いしたい。議会について市民アンケートを行っていたが、今回の制度変更のどこにアンケート結果が生かされているのかをしっかりと説明したほうがよいと思う。本アンケートの結果についても、公表してほしい。 | 市民への説明は「議会だより」、議会ホームページを前提としていますが、今後の課題として受けとめます。 なお、市民アンケートにつきましては、議会基本条例の検討段階資料及び意見募集（パブリックコメント）の逐条解説に、その条文設定の根拠として表記しております。 理事者アンケートの結果につきましては、本フィードバックを理事者に送付するとともに、議会ホームページで公表致します。 |

◆資料要求に関する特記事項

| 想定される理事者側の疑問点 | フィードバック（市議会の考え方） |
|---|--|
| 全体に係る資料要求の取り扱いについて | 共通事項に関して全課に対して資料要求する場合、会派については原則として総務委員会・分科会で要求し、総合政策課に共通様式にて調整していただきます。総務委員会・分科会に所属委員が存在しない会派及び総務委員会・分科会外の無所属委員におきましては、資料要求ヒアリングまでに総合政策課と十分調整を終えておくことを前提として、総務委員会・分科会の委員長に資料要求を委任することとします。 なお、全課共通様式による資料及び市長総括用所管外資料要求を行う場合は混乱防止のため、従来の資料要求書とは別様式として新たに用意いたします。 |
| 1 2月の分科会における資料要求は総括質疑が無いため所管の分科会に係るものに限定されましたが、3月及び9月のように総括質疑がある場合、所管外の資料要求をされることがあるのか。 | |
| 【参考：平成24年9月定例会中における分科会の事例】 ①厚生消防分科会で新市建設計画(総合政策課提出)の資料要求があった。 ②建設分科会で新市建設計画(総合政策課提出)の資料要求があった。 ③建設分科会で土地開発公社保有地の買戻しの資料要求があり、ヒアリングで保育課長が答弁し保育課からの提出となった。 ※9月は理事者全員出席で資料要求のヒアリングを実施した。 | |

※理事者アンケート実施要領

期間：平成24年10月4日～15日

対象：平成23年9月の決算特別委員会出席理事者で平成24年9月の予算決算委員会に出席した理事者

送付数：107

回答数：107